

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年3月10日(火)午後1時50分から午後3時15分

2 開催場所 市役所防災センター棟避難所①

3 出席委員 (13人)

会 長	14番	門 口 照 夫
委 員	1番	上 野 育 夫
”	2番	上 野 修 一
”	3番	渡 邊 友 美
”	4番	渡 邊 新 二
”	5番	澤 田 勝 矢
”	6番	緒 方 正 美
”	7番	中 川 雄 一
”	9番	坂 口 正 子
”	10番	林 清
”	11番	坂 田 春 美
”	12番	石 坂 友 信
”	13番	宮 本 博

4 欠席委員 (1人)

8番 改喜委員

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

第5号議案 合志市農業基本構想の改正に係る意見について

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 岡 田 晃 治

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和8年3月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、門口会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（門口照夫君） （会長挨拶）

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は8番 改喜委員から欠席の連絡があっておりまして、農業委員14名中13名の出席でございます。よって合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

（1） 議事録署名者

○議長（門口照夫君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、10番 林委員、11番 坂田委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

（2） 農家調査及び現地調査員

○議長（門口照夫君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 1番 上野育夫委員、4番 渡邊新二委員、5番 澤田委員、6番 緒方正美委員、7番 中川委員、10番 林委員、11番 坂田委員、12番 石坂委員、推進委員 2番 緒方猛浩委員、4番 野田委員、7番 橋本委員、8番 後藤委員、9番 田代委員、11番 酒井委員、16番 工藤委員、18番 高村委員、20番 内平委員、以上17名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

（3） 議案

○議長（門口照夫君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1及び2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号1・2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は規模拡大のための売買です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページをご覧ください。図面中央部分の斜線部が申請地です。平島集落センターの東側に広がる農地です。

4ページが申請地の現況写真です。

次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に6ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件について譲受人は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで田として利用しており、許可後も同様に米を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで抵触する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 林委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（林清君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午前10時30分頃、私と田代推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、規模拡大のための売買です。

申請人がこれまで、申請地に米を作付けしており、今後も同様に利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1及び2について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1及び2は原案の

とおり可決されました。

○議長（門口照夫君）　続きまして、第1号議案　農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号3につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局　それではご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

所有権移転番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。

申請の理由は、兄弟間の贈与です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』7ページをご覧ください。図面中央右側部分の斜線部が申請地です。栄工業団地の東側に広がる農地です。

8ページが申請地の現況写真です。

9ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に10ページをご覧ください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様に畑として利用する予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君）　事務局の説明に関連しまして、担当地区の5番　澤田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（澤田勝矢君）　それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午後2時頃、私と後藤推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、兄弟間の贈与です。

申請地の隣に申請人が所有する畑があり、今後も畑として利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われまます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君）　ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号4及び5につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権番号4・5、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、代替地取得のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』11ページをご覧ください。図面右下部分の斜線部が申請地です。合志中学校の東側に広がる農地です。

12ページが現況写真です。

13ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に14ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで田として利用しており、許可後は飼料作物を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の4番 渡邊新二委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（渡邊新二君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午後2時30分頃、私と野田推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、代替地取得のための売買です。

申請地は申請人の牛舎の隣に位置しているため、効率よく作業を行うことができます。許可後は飼料作物を作付け予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われまます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号4及び5について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号4及び5は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号6につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。

所有権移転番号6、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は代替地取得のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』15ページをご覧ください。図面右下側の斜線部が申請地です。県道大津西合志線の南側に広がる農地です。

16ページが現況写真です。

17ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に18ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は飼料作物を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われれます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 坂田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（坂田春美君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午前9：00頃、私と緒方推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は代替地取得のための売買です。

申請地は申請人の牛舎の隣に位置しており、効率よく作業をすることができます。

許可後は飼料作物を作付け予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われれます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号6について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号6は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号7につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。

所有権移転番号7、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。

申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』19ページをご覧ください。図面中央右側の斜線部が申請地です。大津植木線の北側に広がる農地です。

20ページが現況写真です。

21ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に22ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで所有者が農地の管理が難しかったため、防草シートを張っていましたが、許可後はそばを作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の4番 渡邊新二委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（渡邊新二君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午後3時頃、私と野田推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は規模拡大のための売買です。

申請地は、作付けされておきませんが、許可後はそばを作付け予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われまます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようございませんので採決を行います。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号7について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございません。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号7は原案のとおり可決されまました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号8につきまして上程いたします。事務局に説明を求めまます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをご覧下さい。

所有権移転番号8、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。

申請の理由は、新規就農のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』23 ページをご覧ください。図面中央部分の斜線部が申請地です。黒松公民館の南東側に広がる農地です。

24 ページが現況写真です。

25 ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に 26 ページをご覧ください。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第 2 号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第 3 号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第 4 号の農作業、常時従事要件は、年間 150 日以上農作業を行うと思われ、該当しません。

第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで不作付地でしたが、許可後は野菜等作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上 1 号から 6 号まで該当する項目はないと思われ。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 7 番 中川委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（中川雄一君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午前11：00頃、私と工藤推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は新規就農のための売買です。

申請地は、作付けされておりましたが、許可後は野菜を作付け予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われ。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

16 番 工藤推進委員。

○16 番（工藤隆行君） 黒松区から農業委員会の推進委員をしています工藤と申します。

この土地はですね、元々宅地を土建屋さんが埋め立てた土地です。写真では判りづらいと思いますが、非常に石とか入っております。また、黒松区においてですね、区民の 1 人が農地でありながら、産廃を埋めて農地を駄目にした場所が 2ヶ所あります。

農業委員会があったんですけど、それは止めることができなくて、区からですね高土手になっていて迷惑がかかり、区民が手入れするようなことになっております。

これを通してしまっただけで何らかの色んな問題が出た時に、どこが対処するのかという事が、前回の申請面談の時に明確な答えがありませんので、ここに産廃だったりあるいは土場みた

いなのができただけの場合の対処の仕方はどうなるのかという事を明確にお示ししていただきたいと思っております。

黒松区でも総会がありますので、総会の中で推進委員としてここは農地として耕作されるという事を報告したいと思っておりますが、いかんせん前例がありますので、区民の皆が非常に心配しております。

その辺を明確に農地法があるなら、撤去あるいは止めるということができるとかを教えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（門口照夫君） 事務局長。

○事務局長 まず産廃の埋立てについてですが、明確に法令違反ですので、現在そういうことがあれば、窓口は市役所の環境衛生課になりますが、環境衛生課が熊本県と連携して、悪質な場合には警察まで通報しており、そういった形で厳正なる対応を行っているという状況であります。

黒松区での埋立ての問題ですが、先般工藤委員から聞いて知ったところで、その当時なぜ止めることができなかったのかと私も非常に疑問に思いました。

現在はそういった産廃の埋立てが行われているのを見て見ぬふりをするという事はまずありえませんが、今回の案件に限らず委員さんの地元でそういったおかしな事があれば事務局までご連絡いただければ、関係部署と連携して対応していくというところがございます。

あともう一点は、違反転用ですね。土場にするとようなことがあれば農地転用許可申請に基づき許可要件を満たして許可を取ってされるならそれは当然法令に則ったやり方ですけれども、手続きを踏んでいなければ農地法違反になります。

そういった違反転用についての窓口は農業委員会事務局になりますので、事務局として申請者の方に対する改善の指導を行いながら農地復旧してもらうということになります。

違反転用は潜在的にあります、それが明るみになった場合の事務局の対応の仕方としては、その農地が農地法上の立地基準及び一般基準よって第2種農地や第3種農地であれば許可できることとなりますので、立地基準及び一般基準を満たす場合であれば始末書を出していただいた上で、農地転用許可申請を行っていただく。追認案件として事後的になりますが農地転用の許可を下ろすというやり方で行っております。

ですので、そこが立地基準を満たさないような場所で違反をされているのであれば、後は農地に戻してもらいしかありませんので、それについては事務局として粘り強く対応していくというようところでございます。

○議長（門口照夫君） 16番 工藤推進委員。

○16番（工藤隆行君） もう1点ですが、ここは元々宅地ですよ。これが今は農地です。

ただ、この農地を今度は宅地にするというのはなかなか非常にハードルが高い。

実はうちの屋敷も工場がありますけどその隣は元々屋敷があった土地で、今は雑種地になっておりますけども、宅地にはなりません。

農地には簡単になって、宅地にはなりにくいということで非常に私のところは弊害が生ま

れていて、もう限界集落です。もう高齢化になって区役もできなくなってきました。

片や今、TSMC関係で農用地の立派な畑が工業用地になっていますよね。非常に矛盾を感じているわけですよ。

もうちょっとですね、メリハリのある開発の仕方、あるいは農地を生かすなら白地ぐらい開発してですね、私の意見書に書いていますけど、何らかの形で農機具とか支援をするような形がないと後継者も生まれませんよね。規模拡大しても、もう限界にきている。

規模拡大するならコンバインやトラクターも大型化しないといけないが、資金がない。

矛盾した計画ですので、ぜひ農業委員会を通じて今の農政のあり方、非常に木村知事になってから予算は減りましたように、その辺も踏まえて、このTSMC関係の好景気を循環型にしていきたいと思いますので、農業委員会を通じて県に意見として提出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（門口照夫君） 事務局長。

○事務局長 貴重なご意見ありがとうございます。

今回工藤委員が言っていた内容については、今日まで提出期限だった意見書にも書いていただけたというようなお話だったかと思しますので、当然皆様から今日まで出してくださる意見書につきましては、取りまとめて県段階に上げるというところでございますし、今ご発言いただいた内容につきましては、農政課ともしっかり共有させていただきたいということで思っております。

○議長（門口照夫君） 他に何かございませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号8について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございました。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号8は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農家住宅への転用です。

議案書別紙の 27 ページをお願いします。図面中央の赤点線部分が進入路となる宅地の部分で赤色着色部分が番号 1 の申請地です。西合志中央小学校の東で、主要地方道大津植木線の南側に位置する農地です。申請地および隣接する宅地 19.59 m²を取得し、総事業面積 576.59 m²の事業を計画しています。

次の 28 ページが申請地の現況です。

29 ページが配置図です。赤点線部分が進入路となる宅地の部分で、赤線部分が申請地となります。申請者は個人で、中九州横断道路の建設に伴い、現在の住宅を移転する必要が生じたため、当該申請地に農家住宅を建設する計画です。

30 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、申請地は令和 8 年 2 月 10 日付けで農振農用地区域から除外されています。現在は次の 31 ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第 1 種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 6 番 緒方正美委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6 番（緒方正美君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午前、私と高村推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 2 号議案、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地の転用、番号 1 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります○番○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4から14ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は産業用施設への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙は別冊で用意しております。では3ページをお願いします。図面中央の赤と青色で着色されている部分が開発区域で、赤色着色部分が番号1の申請地です。星山商店竹迫工場の東側にあり、主要地方道熊本大津線の南に位置する農地です。

申請地及び隣接する山林等 116,349.8 m²を取得し、総事業面積 309,444.2 m²の事業を計画しています。

次の4ページが申請地の現況です。

5ページが土地利用計画図です。水色着色部分が調整池で、緑色着色部分が残地森林や緩衝帯となっております。

次の6ページが配置図です。申請者は、県の「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」に基づき、半導体産業の集積や研究機関の建設などによる産学連携を図るため、その事業に特化した特定目的会社を設立されています。当該申請地を売買により取得し、製造業や流通業務施設などの工場13棟、研究施設2棟、オフィス3棟、および駐車場を含む約31haの産業用施設を整備する計画です。

7ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の8ページにお示ししておりますとおり、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で高性能農業機械の営農に適する農地であり、甲種農地となります。甲種農地は原則転用することは出来ませんが、例外規定である農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき計画を策定し、その計画区域内であるため転用可能となっております。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました

特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の4番 渡邊新二委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（渡邊新二君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午後、私と野田推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲に農地は接しておりますが、調整池を2カ所整備されます。残地山林や、隣地境界線付近は緩衝帯を整備することにより、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が4ha以上であり、熊本県での許可となりますので、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行った上で許可相当との意見を付して熊本県へ進達いたします。

議案の審議が終わりましたので退席中の〇〇委員は着席されますよう案内をお願いします。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の14ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は73区画の宅地分譲への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の 32 ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号 2 の申請地で、黒石原コミュニティセンターの南側にあり、陸上自衛隊黒石原演習場の東に位置する農地です。

申請地及び隣接する宅地 1,086.7 m²を取得し、総事業面積 22,071.7 m²の事業を計画しています。

次の 33 ページが申請地の現況です。

34 ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、宅地分譲で 73 区画を整備する計画です。

35 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 36 ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね 500m 以内に医療施設であるみずの内科・血圧心臓クリニック及び公益的施設であるひかりの丘保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね 500 m 以内に 2 つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第 3 種農地となり許可可能です。

また、この事業は熊本都市計画地区計画区域内の開発となっていることから宅地分譲の用途でも可能となっております。

括弧 2 の一般基準についてですが、1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 1 番 上野育夫委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午前、私と酒井推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲に農地は接しておらず、コンクリートブロックを設置し、公園敷地内に地下式調整池を設けるなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 2 について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（門口照夫君） 続きまして第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります○番○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号3につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の14、15ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は有機肥料乾燥ハウスへの転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の37ページをお願いします。図面上部の赤点線部分が既に転用許可済となっている申請者の肥料センター工事箇所、緑色斜線部分は肥料センター工事のための資材置場ということで、一時転用の許可を下ろしています。赤色斜線部分が番号3の申請地で菊池環境工場クリーンの森合志の東、県道住吉熊本線の東側に位置する農地です。申請地及び隣接する里道306.3㎡を取得し、総事業面積9,264.3㎡の事業を計画しています。

38ページが申請地の現況です。

39ページが配置図です。申請者は主に養鶏業を営む法人です。既存施設の隣接地である当該申請地を売買により取得し、肥料乾燥ハウス1棟を整備する計画です。現在竹迫にある有機肥料センターの場所に開発計画があり、その移転場所として選定されています。

40ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の41ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、令和8年2月16日付けで農業用施設用地へと用途変更されています。よって、例外規定の「農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の4番 渡邊新二委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（渡邊新二君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午後、私と澤田委員、橋本推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東及び南側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

議案の審議が終わりましたので退席中の〇〇委員は着席されますよう案内をお願いします。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号4につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の15ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場への転用で、売買による所有権移転です

議案書別紙の42ページをお願いします。図面中央の赤点線部分が事業計画の区域で、太枠斜線部分が番号1の申請地です。熊本県カントリーパークの西、申請者の会社のすぐ東に位

置する農地です。申請地及び隣接する宅地 644.6 m²を取得し、総事業面積 723.6 m²の事業を計画しています。

43 ページが申請地の現況です。

44 ページが配置図です。申請者は主にごみ収集運搬業を行う法人です。当該申請地を売買により取得し、事業用車輛 10 台分の駐車場を整備する計画です。

45 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 46 ページにお示ししておりますとおり、農地の広がりには申請地のみとなっていることから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地となり許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 1 2 番 石坂委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 2 番（石坂友信君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は農地に接しておらず、敷地内に雨水浸透柵を設置するなど、土砂流出に留意することと、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 4 について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 4 は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用

使用貸借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の16ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間における使用貸借権設定です。

議案書別紙の47ページをお願いします。図面下側の太枠斜線部分が使用貸借権設定番号1の申請地で、庄嶋医院の南、県道大津植木線の南側に位置する農地です。

次の48ページが申請地の現況です。

次の49ページが配置図です。申請者は個人で当該申請地を使用貸借により母より借受け、個人住宅を建設する計画です。

50ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の51ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である庄嶋医院及び和み内科診療所が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の6番 緒方正美委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（緒方正美君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午前、私と高村推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は農地に接しておらず、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用使用貸借権設定番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の16ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間における使用貸借権設定です。

議案書別紙の52ページをお願いします。図面中央の赤点線部分が宅地の部分で赤色斜線部分が番号2の申請地です。西合志中央小学校の東で、主要地方道大津植木線の南側に位置する農地です。申請地および隣接する宅地226.26㎡を含めた総事業面積357.26㎡の事業計画です。

次の53ページが申請地の現況です。既設の建物が建っています。申請者より始末書が提出されており、昭和62年に建物付きで土地を購入し、今回測量した際に既設建物が農地に入り込んでいることが判明したとのこと。今後は農地法違反をしないよう留意する旨の申し出がありました。

建物についても建築確認を受けておりますので、許可するにあたり問題ないものと考えます。

次の54ページが配置図です。赤点線部分が既存建物のある宅地部分、赤線部分が申請地となります。申請者は個人で、既設の建物には息子家族が居住しているため、土地についても息子が借り受ける追認案件です。

55ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の56ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の6番 緒方正美委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（緒方正美君） それでは、現地調査につきまして報告します。

2月27日の午前、私と高村推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号2について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第4号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書17ページをお開きください。

第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてご説明申し上げます。

次の18ページは農用地利用集積等促進計画の総括表です。左側が今回の3月総会分、右側が令和8年1月、第1回からの利用権設定や所有権移転の面積の累計数になります。

次の19ページは農用地利用集積等促進計画状況一覧表所有権移転関係（公社買入分）の説明です。所有権移転総合計の面積は4,959㎡です。

次の20ページは農用地利用集積等促進計画状況一覧表所有権移転関係（公社売渡分）の説明です。所有権移転総合計の面積は8,042㎡です。

次に21ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画状況一覧表賃借権設定の説明です。利用権設定総合計の面積は49,068㎡です。

次に22ページをご覧ください。

農地中間管理事業による公社買入ですが、申出件数は1件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、移転の内容につきましては、議案書のとおりです。

次に 23 ページをご覧ください。

農地中間管理事業による公社売渡ですが、申出件数は 2 件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、移転の内容につきましては、議案書のとおりです。

議案書 24 ページをご覧ください。

農地中間管理事業による貸し借りについてですが、申し出件数は賃貸借権が 9 件です。

貸人、転貸人、借人、利用権を設定する農地、賃借料などの利用権等内容につきましては、議案書のとおりです。

審議の結果、今回の計画（案）が決定された場合は農地中間管理事業推進法第 18 条第 11 項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画（案）は、農地中間管理事業推進法第 18 条第 5 項第 1 号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、同法同項第 2 号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められると判断されます。

最後に農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 8 件 19,993 m²でございます。

内契約予定件数が 5 件 12,048 m²でございます。

内契約無しが 3 件 7,945 m²でございます。

契約無しの詳細につきましては、公共事業のための解約が 1 件、自作のための解約が 2 件となっております。

以上、事務局の説明を終わります。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 4 号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 4 号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第 5 号議案、合志市農業基本構想の改正案に係る意見につきまして、上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは提案理由をご説明申し上げます。別冊の合志市農業基本構想（改正案）をお開きください。

農業経営基盤強化促進法は、昭和55年に制定された法律です。その第1条では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、農業経営基盤の強化を促進することで、農業の健全な発展に寄与することを目的として掲げております。

本法の体系といたしましては、第5条の規定に基づき都道府県知事が「基本方針」を定め、これを受け第6条の規定に基づき、市町村が「基本構想」を定めることとなっております。本市におきましても、熊本県の基本方針に即して「合志市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定しているところです。

また、同法第6条第3項の規定により、市町村の「基本構想」は県の「基本方針」に即したものでなければならないとされており、県の基本方針が変更された場合には、市町村においても原則として見直しが必要となります。

今回、熊本県の基本方針が令和7年12月に見直されました。これに伴い、本市においても令和5年9月に改正した現行の基本構想を見直すものであります。

なお、改正にあたっては、施行規則第2条の規定に基づき、農業委員会および農業協同組合（JA）の意見を聴取することとされているため、本総会にお諮りするものです。

次に改正内容について、ご説明いたします。

改正箇所につきましては、別冊の資料「合志市農業基本構想」の朱書き部分に変更された部分となります。内容につきましては、もうひとつの別冊資料「新旧対照表」と併せてご覧ください。

今回の主な改正内容について、ご説明いたします。

まず、大きな変更点といたしまして、令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」に基づき、農地の貸借が農地中間管理機構（農地バンク）経由に一本化されました。これに伴い、従来の「利用権設定」が廃止されたため、18ページから31ページにかけて、旧制度に基づく「農用地利用集積計画」に関する記載を削除いたしました。

次に、数値目標の修正についてです。県の基本方針において、新規就農者の年間確保目標が600人から490人に、また農用地利用の集積目標が75%から70%にそれぞれ変更されました。これを受け、本市においても現状を踏まえ、同様に数値の変更および関係文言の修正を行っております。

その他、全体を通して情勢の変化に対応した加筆・修正を行っております。

以上、簡単ではございますが、改正内容の説明を終わります。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第5号議案、合志市農業基本構想の改正に係る意見につきまして、承認することに異議が

無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長(門口照夫君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、合志市農業基本構想の改正に係る意見につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長(門口照夫君) 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の26ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用5条届出につきましては1件の届出がっております。

まず所有権移転番号1の場所を説明します。議案書の27ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。

こちらは、昨年の7月の総会時に報告しました御代志地区区画整理事業に伴う農地転用届出地です。最初の届出は、合志市から今回の譲渡人へビジネスホテル用地として所有権移転がありましたが、今回は、ビジネスホテル建設を行う事業者へ譲り渡すための所有権移転となっております。通常であれば最初の所有権移転後に地目変更がなされ、農地法からの縛りがなくなりその後の所有権移転は自由ですが、区画整理事業の場合は、地目変更が換地後にしか出来ないため、今回の転用届出となりました。

以上、事務局の説明を終わります。

○議長(門口照夫君) ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か質疑等はございませんか？

(なしの声あり)

○議長(門口照夫君) ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長(門口照夫君) 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

(4) 閉 会

○事務局長 長時間に渡ります慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、「令和8年3月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。

皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後3時15分